

總行女第14号
令和3年3月1日

各 都 道 府 縿 務 部 長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 縍 務 局 長
(人事担当課扱い)

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためのテレワーク等の推進について

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、テレワーク等の推進について別添のとおり事務連絡が発出されました。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、特定都道府県では、テレワーク等について、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、「更に徹底」することが求められるとともに、緊急事態措置区域から除外された都道府県においても、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進」することとされています。

つきましては、特定都道府県及び緊急事態措置区域から除外された都道府県におかれましては、感染症対策の趣旨を踏まえ、引き続き、テレワーク等による出勤回避等について、各団体の状況に応じた目標を設定した上で計画的に取り組んでいただくようお願ひいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願ひいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室企画係 安藤、山田
電話 03-5253-5546（直通）